

## 「資格情報のお知らせ」配付のお願い

日頃より、健康保険組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年10月初旬に、健康保険組合が把握している加入者情報（個人番号の下4桁含む）を皆様にお知らせしたところですが、この度、前回の送付対象とならなかった加入者様で令和6年12月1日までに資格取得、被扶養者認定申請の届出を受理した方と前回の抽出日（令和6年9月9日）以降に70歳に到達した方および氏名変更された方につきまして、「資格情報のお知らせ」を一斉交付いたしますので、対象の皆様へ配付いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、令和6年12月2日以降に受理した資格取得届、被扶養者異動届（認定申請）による加入者様につきましては、資格情報の登録が完了し、マイナ保険証による医療機関等の受診が可能となったことを確認後、その旨のお知らせを記載した「資格情報のお知らせ」を随時交付いたします。（交付までに1週間ほどかかります。）

### 送付目的

保険証廃止後に、健康保険の届出・申請の手続き（記号・番号の記入）やマイナ保険証が使えない医療機関の受診時に使用していただくため

資格情報のお知らせの右下部を切り取り、マイナ保険証と併せて携帯してください。

※マイナンバーの紐づけに誤りがないかを確認していただくための個人番号の下4桁の記載はありません。

### 送付対象者

前回の「資格情報のお知らせ」の送付対象にならなかった方で、令和6年12月1日以前に資格取得、被扶養者認定申請のお届出を受理した方

退職された方や扶養削除された方につきましては、お渡しいただく必要はありませんので、廃棄もしくは当健保組合へ返却してください。

### 送付方法

KW21-Connectのファイル共有により、PDF形式（事業所記号+資格情報のお知らせ一斉交付2回目.zip）にて送付いたします。（KW21-Connectの登録をされていない事業所様へは紙媒体を郵送いたします。）

### 加入者様への周知

添付の「資格情報のお知らせが届いた加入者様へ」をご活用ください。